

令和3年9月1日

保護者様

大阪市立墨江小学校
校長 木戸 安子

新型コロナウイルス感染症による学級休業・学年休業・学校休業について

初秋の候、保護者の皆さんには平素より本校教育活動へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、令和3年8月27日より、緊急事態宣言の対象地域は21都道府県に、まん延防止等重点措置の適用地域は12県になり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全国を挙げて取り組んでいるところです。

現在、全国で児童や教職員への新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでおり、教育活動への影響が懸念されます。このような状況のもと、文部科学省からの新型コロナウイルスの感染拡大防止の趣旨に基づき、大阪市教育委員会より学校の休業措置（学級休業・学年休業・学校休業）について、次のような基準が示されましたので、お知らせします。この基準の適用は、令和3年9月1日からです。

なお、今後の感染状況によっては変更が生じる場合があります。

【学級休業】

○以下のいずれかの状況に該当する場合、学校医と相談した結果を踏まえ、感染者の属する学級について休業を行うものとする。（ただし、2週間以上登校していない者の発症は除く。）

- ① 同一の学級において複数の児童の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、設置者で必要と判断した場合

（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

・学級休業の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童への影響等を踏まえて判断する。

【学年休業】

○複数の学級を休業するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年休業を実施する。

【学校休業】

○複数の学年を休業するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

濃厚接触者について

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触ることのできる距離（1メートル程度）・必要な感染予防策なし（※）・感染者と15分以上の接触（会話等）があった者

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態。